

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四 五十五

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）狭山市駅新商業施設

埼玉県狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一

（変更後）エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四 五十五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 遠藤正敏

東京都立川市栄町六 一 一 外 計 九者

## ハ 変更年月日

平成二十三年六月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年十二月九日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課